

3 特別支援学級担任のために …

(1) 特別支援学級

Q17 特別支援学級の種別について教えてください。

A 児童生徒が学ぶ場として、小学校・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、そして特別支援学校といった「多様な学びの場」が用意されています。

特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級で、学校教育法の一部改正（平成18年6月）により、「特殊学級」から名称が改められました。

学校教育法 第81条 第2項においては、

「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」

と示されています。

なお、「その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」としては、これまで言語障害、自閉症・情緒障害の学級が設けられています。

関連サイト：●文科省「特別支援学級及び通級指導に関する規定」



http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1285860.htm



3 特別支援学級担任のために …

(2) 特別支援学級の対象

Q18 特別支援学級の対象児童生徒について教えてください。

A 特別支援学級の対象児童生徒については、学校教育法 第81条 第2項の規定においては、

「特別支援学級を置く場合には、以下に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象としています。」

と示されています。また、文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月）及び教育支援資料（平成25年10月）において、以下のとおり示されています。

【 障害の種類及び程度 】

障害の種類	障害の程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱者及び身体虚弱者	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

関連サイト：●文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm 

3 特別支援学級担任のために …

(2) 特別支援学級の対象

Q19 特別支援学級への就学について教えてください。

A 障害のある児童生徒などの就学先の決定にあたっての基本的な考え方は、①その児童生徒の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする、②可能な限り障害のある児童生徒などが、障害のない児童生徒などと共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じるということです。

そして、今後も教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な学びの場を充実させることが求められています。また、就学時に決定した学びの場は、固定したものではなく、柔軟に転学ができることなどについて、保護者に十分な情報提供と共通理解を図っていくことが重要です。

障害の判断にあたっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員などによる観察や検査、専門医による診断などに基づき、教育学、医学、心理学などの観点から、総合的かつ慎重に行う必要があります。

市町教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所などの関係機関との連携などを通じて、障害のある児童生徒及びその保護者に対して、就学に関する手続などについて、十分な情報提供を行うことが必要です。また、最終的な就学先を決定する際には、十分な時間的余裕をもって、その保護者及び教育学、医学、心理学、その他の障害のある児童生徒などの就学に関する専門的知識を有する者などの意見聴取を行います。本人、保護者の意見については、可能な限り意向を尊重しなければなりません。

関連サイト： ●文科省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q20 弱視（視覚障害）のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 弱視（視覚障害）とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、見えにくかったり、全く見えなかったりする状態をいいます。

特別支援学級では …

弱視レンズの活用、拡大文字教材の使用、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器の活用、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導しています。また、各教科、特別の教科道徳、特別活動などにおいて、視覚によってものを認識する力を高める指導なども行っています。

1 各教科等の指導にあたって配慮すること

- (1) 経験や体験を通して主体的な活動を展開し、的確な概念の形成を育成します。
- (2) 触覚や聴覚からの情報を活用し、全体像を把握してから細部の理解への指導を行います。
- (3) 点字使用の場合も、漢字・漢語の基本の指導も実施します。
- (4) 概念やイメージがつくりにくい場合は、模型やモデルを活用し、言語的な理解の工夫を行います。
- (5) 情報機器を活用し、情報の不足を補います。
- (6) 見えやすい環境整備に努め、本人の見る力の育成を図ります。
- (7) 自立活動の指導にあたって、下記のようなことに配慮します。

ア 「予測と確かめ」の技能を習得します。

イ 獲得された「予測と確かめ」の技能を有効に活用するとともに、他の行動へ応用します。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

第 1 章

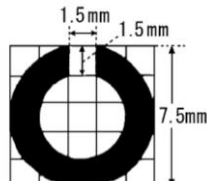
第 2 章

第 3 章

第 4 章

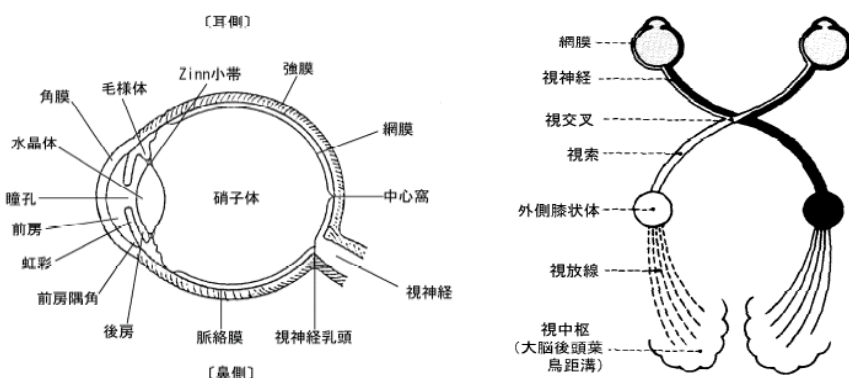
参考資料

2 視覚障害の分類

視力障害	<p>視力とは、ものの形などを見分ける力です。視力を測定するためには、ランドルト環を指標として用い、0.01 より低い視力は数値で表せません。明暗もわからず、視力が全くない状態を「光覚なし」といい、視力は0です。</p> <p>また、明るい暗いかわからず、かろうじてわかる状態を「光覚（弁）」、眼前で動かした手の動きがわかる状態を「手動（弁）」、目の前の指の数がわかる状態を「指数（弁）」といいます。</p>	 <p>【ランドルト環】</p>
視野障害	<p>視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方面が見える範囲です。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを「求心性視野狭窄」といいます。</p> <p>逆に、周囲は見えて、中心部だけが見えない場合を、「中心暗転」といいます。</p>	
光覚障害	<p>光覚とは、光の明るさを認識する感覚です。光覚障害には、「暗順応障害」と「明順応障害」があります。「暗順応障害」では、うす暗い光の中で目が慣れるのに著しく時間がかかります。「明順応障害」は、明るいところで目が慣れにくく、見えにくくなります。</p>	

3 視覚障害の原因

視覚障害は、眼球（下図左）及び視路（下図右：視神経から大脳視覚中枢までを含む。）で構成されている視覚機構のいずれかの部分の障害によって起こります。



国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本（新訂版）」より

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q21 難聴（聴覚障害）のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 聴覚障害とは、音が耳介から大脳の第一次聴覚野に至るまでの経路の、どこかの部位に障害が生じている状態をいいます。

特別支援学級では…

障害の程度が軽度の子どもたちに対しては、特別支援学級や通級による指導において、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導を行っています。また、抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行っています。必要に応じて、通常の学級でも学習し、子どもの可能性の伸長に努めています。

- 1 各教科等の指導にあたって配慮すること
 - (1) 体験的な活動を通じて言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じて思考力の育成に努めます。
 - (2) 児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫します。
 - (3) 授業の進め方を工夫するとともに、視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータなどの情報機器を効果的に活用して、指導の効果を高めるように努めます。
 - (4) 自立活動の指導にあたっては、下記のことには配慮します。
 - ア 手話や指文字など、聴覚以外の感覚を適切に活用できる力を養います。
 - イ 生活の様々な機会を通して、視覚情報と言葉を対応させ、動きや概念などを表す言葉の力を高めます。

2 聴覚障害の理解

聴覚障害を理解する上で重要な課題が二つあります。

一つ目の課題は、コミュニケーションに関することです。聴覚障害は、音や音声がかたがたに聞こえにくい障害であることから、音声言語のコミュニケーションが進みにくいことを理解するのは重要です。コミュニケーション力の向上や社会参加に向け、聴覚だけでなく、視覚やその他の多くの感覚を活用したかわりが必要で、

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

二つ目の課題は、本人や周囲の人々の障害に対する意識や態度の形成に関することです。聞こえにくい子どもの保護者の大半は、自分自身が聞こえにくい経験がないと推察されます。聴覚障害への適切な理解とともに、発達や学習の支援が可能になるよう、保護者の障害に対する意識や態度への働きかけが大切です。子どもたちは、保護者や地域の人々との適切なかかわりの中で自己意識を発達させていきます。

3 指文字と手話

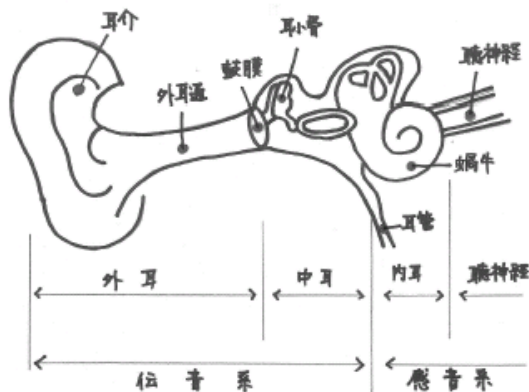
指文字は、一つ一つ手指の形で日本語の音を表し、正しい日本語の習得にも効果があるといわれています。手話は、ものの形や動き、字の形や状態などの特徴をとらえて、顔の表情とともに手の形や動き、位置、向きなどによって意味を表す言葉です。指文字が音を表すのに対し、手話は手の形が意味を表しています。

4 障害部位による分類

耳介から鼓膜までを外耳、鼓膜の奥にある耳小骨から蝸牛までを中耳、蝸牛から聴神経までを内耳といいます。

耳小骨までの間に音の伝達を妨げる要因がある場合は「伝音難聴」、蝸牛から後の部分に音の伝達を妨げる要因がある場合は「感音難聴」といいます。聴覚に障害があると、周囲の音や音声は聞こえていたとしても、微かな聞き分けができません。そのため、「何かを言われているのはわかるけれど、なんとされているのかがわからない」といったように、言葉の意味や理解が困難になります。

【 感覚器官 】



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

5 補聴器と人工内耳

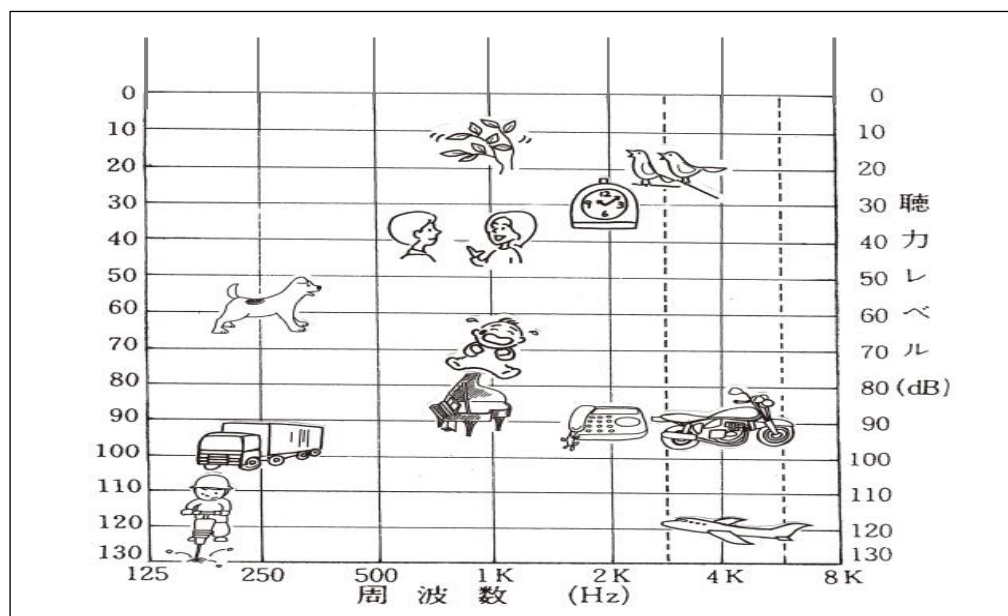
補聴器は、「両耳あるいは片耳の難聴の方」が適用となり、「伝音難聴・感音難聴の方」が対象となります。人工内耳の場合は、「補聴器の効果がないか、あるいは極めて少ない高度難聴の方」が対象となります。

刺激は、補聴器が「音刺激」であるのに対して、人工内耳は「電気刺激」です。補聴器は「音」がまず鼓膜に達しますが、人工内耳は、埋め込んだ「電極」が内耳の神経を直接刺激します。

6 聴力レベルとそれに対応する音のおおよその大きさを図で表したものを「オーディオグラム」といい、下記のとおりです。

健聴者が聞こえる最も小さい音が0デシベル(dB)です。20デシベル(dB)程度が正常な聞こえとなり、40デシベル(dB)以下が軽度難聴、70デシベル(dB)以下が中等度難聴、90デシベル(dB)以下が高度難聴、90デシベル(dB)以上が重度難聴となります。

【オーディオグラム】



国立特別支援教育総合研究所「聴覚障害教育Q&A50」より

関連サイト：●文科省「教育支援資料」(平成25年10月)



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q22 知的障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 知的障害とは、記憶や推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

特別支援学級では …

必要に応じて、特別支援学校の教育内容などを参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容などを指導しています。小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などを指導しています。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導しています。

1 実態把握

障害の状態、学校生活における支援や配慮の必要性について、①知的機能、②身辺自立、③社会生活能力などの状態、必要に応じて、④運動機能、⑤生育歴及び家庭環境、⑥学力などについて検査や聞き取りを行い、実態を把握する必要があります。

知的障害のほか、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害を併せ有している場合は、適応行動の困難性が増加することが多くなります。そのため、他の障害を併せ有する場合は、その状態などを十分に考慮して、検査などの結果を解釈することが大切です。

2 障害による学習上の特性

- (1) 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことが多いです。
- (2) 達成感や成就感が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組もうとする意欲が十分に育っていないことが多いです。
- (3) 抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な指導内容が効果的です。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

- 3 各教科等の指導にあたって配慮すること
- (1) 児童生徒の実態などに即した指導内容を選択し、組織します。
 - (2) 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などをわかりやすく工夫します。
 - (3) 望ましい社会生活を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣を身につけさせます。
 - (4) 系統的なキャリア教育を重視し、将来の生活に必要な基礎的な知識や技能の習得に努めます。
 - (5) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、日々の暮らしの中で生きて働く力を育成します。
 - (6) 生活の課題に即した多様な生活経験を通して、日々の生活の質を高めます。
 - (7) 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具などを工夫するとともに、目的が達成しやすいように段階的な指導を行うなど、児童生徒の学習活動への意欲や態度を育てます。
 - (8) できる限り児童生徒の成功経験を豊かにするとともに、自発的・自主的な活動を大切にしながら、主体的な活動を育成します。
 - (9) 児童生徒一人一人が集団において役割を得られるように工夫し、その活動を遂行できるようにします。
 - (10) 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて、適切な指導や必要な支援を行います。
 - (11) 自立活動の指導にあたっては、下記のことに対応します。
 - ア 対人関係における緊張や困難さに対応した指導を工夫します。
 - イ 日常生活場面の経験不足を考慮し、興味・関心をもてる内容を工夫したり、課題を設定したりします。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成25年10月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q23 肢体不自由のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活の動作が困難な状態をいいます。
医学的には、発生原因に関係なく、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由といいます。

特別支援学級では …

各教科、特別の教科道徳、特別活動のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導なども行っています。また、各教科や給食など様々な学習や体験を通じて、通常学級との交流及び共同学習を積極的に行っています。

- 1 各教科等の指導にあたって配慮すること
 - (1) 発達段階や特別な指導の必要性などについて、医学的側面からの把握だけではなく、心理学的、教育学的側面からも十分に把握することが必要です。
 - (2) 起因疾患や障害の程度などが多様であるため、一人一人の障害の状態に応じて、必要な資料を作成することが大切です。
 - (3) 指導にあたっては、コンピュータなどの情報機器を有効に活用して指導の効果を高めます。
 - (4) 自立活動の指導にあたっては、下記のことに配慮します。
 - ア 運動・動作に伴う筋の収縮・伸張、関節の屈曲・伸展など、その制限や偏りに配慮し、身体の動きや体位を調整できる力を身につけられるよう工夫します。
 - イ 移動など、障害に伴う困難さを自ら改善し得たという成就感がもてるよう、必要な力を養います。
 - ウ 個に応じた手段を工夫し、他者とのコミュニケーションによる成功体験を豊かにします。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

2 実態把握

(1) 医学的側面からの把握

既往・生育歴	出生月齢、出生時体重、出生時の状態、保育器の使用、生後哺乳力、生後4週間以内のけいれん発作と高熱疾患、障害の発見 など
乳幼児期の発達状況	頸の座り、座位保持、寝返り、這うこと、立位保持、ひとり歩き、物の握り、物のつまみ など
情報の把握	医療機関、幼稚園 など
その他	家族構成、就学前の療育歴 など

(2) 心理学的、教育学的側面からの把握

身体の健康と安全	睡眠、覚醒、食事、排泄などの生活のリズムや健康状態 など
姿勢	遊びや食事の際の、身体の状態が安定する姿勢のとり方、休息の必要性や程度 など
基本的な生活習慣の形成	食事、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣に関すること
作業能力	手の運動能力（粗大運動、道具などの操作性、手指の巧緻性など）、書写能力（文字の大きさ、速度、補助用具使用の必要性）など
意思の伝達能力	言語による一般的理解、コミュニケーションの手段としての補助的手段などの必要性 など
感覚機能の発達	視覚、聴覚などの状態、視知覚（目と手の協応動作、図と地の知覚、空間認知など）の状況 など
知能の発達	認識力の発達（色・形・大きさの弁別、空間の位置関係、時間・言葉・数量の概念）など
情緒の安定	多動や自傷の行動、集中力 など
社会性の発達	対人関係、社会生活経験、興味・関心、保護者の養育態度 など

(3) 総合的側面からの把握

総合的側面	障害の受容と自己理解の程度
	自分の可能性を生かす能力や自立への意欲
	対人関係
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成25年10月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q24 病弱・身体虚弱のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 病弱とは、慢性疾患などのため、継続して医療や生活規制を必要とする状態をいいます。また、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため、継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

特別支援学級では …

入院中の子どものために設置された病院内の学級では、退院後に元の学校に戻ることが多いため、元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めています。教科学習以外にも、特別支援学校と同様に、身体面や心理面の健康維持や改善を図る学習も行っています。

小学校・中学校の特別支援学級では、通常の学級とほぼ同様の授業時数を定め、通常の学級の児童生徒と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮しながら、各教科等の指導を行っています。家庭などとの連携を密にし、健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導も行っています。

1 病弱教育の意義

病弱教育では、病気の自己管理能力を育成することが重要な指導事項の一つです。病弱の児童生徒にとって必要な生活規制とは、他人からの規制ではなく、「生活の自己管理」と考えることが大切です。

「生活の自己管理」をする力とは、運動や安静、食事などの日常の諸活動において、①必要な服薬を守る力、②自身の病気や障害の特性などを理解した上で、心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力（自己選択・自己決定力）、③必要なときに、必要な支援・援助を求めることができる力などを意味します。

2 各教科等の指導にあたって配慮すること

(1) 発達段階からみた心理面に関する課題への配慮

入院や治療のため、学校を欠席しがちになると、学習に遅れが出たり、学級内で孤立したりすることがあります。その結果、仲間か

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

ら取り残されるといった恐怖感や不安感が高まります。また、病院という隔離された環境の中で、長期間入院する場合、経験不足に陥ったり、仲間関係や社会適応の構築が未発達になったりすることもあります。

思春期は、心身の成長や発達が著しい時期です。心理的には親から独立して自我同一性を求め、社会性を身につけて成人期の基礎を養う時期です。この時期には、例えば、理想的な自分のイメージと現実の自分の容姿や能力を比較することで劣等感をもつなど、様々な葛藤が起きやすい時期です。心理面においても、複雑な課題をもつ時期であるので、行動や身体面の変化の背景にあるこれらの課題に関しても、十分に配慮して指導にあたる必要があります。

(2) 病気の自己管理への支援についての配慮

慢性疾患の治療の場合は、入院中はもちろん、退院後も継続治療を行ったり、生活規則を必要としたりしながら生活することになります。そこで、家族や友人、医療者などの患者の周辺にいる様々な人々からの精神的・社会的な支え、すなわちソーシャル・サポートが重要となります。

慢性疾患に対する自己管理は、病状の悪化を防ぐばかりでなく、主体的な社会参加を促すためにも重要です。病気の知識・理解、生活様式を理解、技能習得、ライフスタイルの修正、新しい生活習慣の獲得などが大切です。そして、それらを継続していくためには、自己効力感や自尊感情を高めていくことが重要です。

(3) 社会性を高めることへの配慮

いったん就労した後の離職の原因の一つとして、社会性の未熟さがあります。学校においては、生徒会活動などの集団活動や就業体験などの体験学習が、社会性を高めるための大きな役割を果たしています。対人関係を含め、社会常識を身につけさせるなど、社会性を高めるための支援が重要です。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q25 言語障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、①話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況、②本人が引け目を感じるなど、社会生活上、不都合な状態であることをいいます。

特別支援学級では …

子どもの興味・関心に即した自由な遊びや会話などを通して、教師との好ましい人間関係をつくり、子どもの気持ちをときほぐしながら、それぞれのペースに合わせて正しい発音や自然に話す方法を指導しています。個別指導が中心になりますが、時にはグループ別指導も組み入れて、楽しみながら学習しています。

また、それらの学習を通して身につけたことを、生活の中で定着させるように努めています。通常の学級や家庭でのかわりかかわりが重要なことから、担任や保護者との連携・協力を図っています。

1 各教科等の指導にあたって配慮すること

言語障害は、言葉に課題がある児童生徒に対し、単に、治療したり、訓練したり、教育したりすることで解決するものではないという側面があります。話し手だけでなく、聞き手に課題があれば、コミュニケーションは成立しません。そのため、言語障害は、コミュニケーションの障害としての側面を強くもっています。

話したいことが相手に伝わらなかったり、周囲に違和感を与え、そのことを指摘されたりすることなどが繰り返されることで、本人の話す意欲が損なわれることがあります。また、健全な成長や発達に不都合が生じることが少なくありません。

言語障害のある児童生徒の教育は、言語機能障害の改善・克服だけでなく、本人の内面性に対する深い洞察が重要な指導の基本になります。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

2 器質的又は機能的な構音障害（口蓋裂、学習上の発音の誤りなど）の誤り方の特徴

(1) 置換

「さかな」([sakana])を「たかな」([takana])と間違えるように、ある音が他の音に置き換わって発音するタイプです。

(2) 省略

「ラッパ」([rappa])を「アップ」([appa])などと発音するように、必要な音を省略して発音するタイプです。

(3) ひずみ

ある音が不正確に発音されている状態で、日本語にない音として発音されます。音声記号で表すことは難しく、「[ta]と[ka]の中間」などの場合があります。

3 吃音とは、自分で話したい内容が明確であるにもかかわらず、また構音器官のまひなどが無いにもかかわらず、話そうとするときに、①同じ音の繰り返し、②引き伸ばし、③声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態をいいます。

さらに、吃音の問題として、流暢に話せないことを予期し、話すことに不安を抱き、回避するといったことも挙げられます。指導・支援としては、①話し方を改善する、②吃音の症状をうまくコントロールする、③吃音症状があっても、コミュニケーション意欲や表現力を高める、④自分に自信をつける、⑤自己肯定感を高めるなどが大切です。さらに、周囲の人々への理解や啓発なども含めて、多面的に行うことが大切です。



関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成25年10月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q26 情緒障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 情緒障害とは、自分の意思ではコントロールできないこと（情緒の現れ方が偏っていたり、激しかったりする状態）が継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

特別支援学級では …

情緒障害教育では、自閉症などと、心因性の選択性かん黙などのある子どもを対象としています。

自閉症などの子どもについては、言語の理解と使用について指導しています。また、場に応じた適切な行動や、対人関係の形成、生活に必要なルールなどに関することを指導しています。

心因性の選択性かん黙などがある子どもについては、安心できる雰囲気の中で、情緒の安定や集団参加に関することを指導しています。

基本的には、通常の学級と同じ教科等を学習しています。

1 各教科等の指導にあたって配慮すること

情緒の安定を図り、円滑に集団適応できるようにするために、①基本的な生活習慣の確立、②適切な意思の交換、③円滑な対人関係を築く方法の習得、④基礎的・基本的な学習の習得など、個々の児童生徒によって指導内容・方法が異なることに留意します。

2 主に心理的な要因による情緒障害のある児童生徒の状態（例）

- (1) 食事の問題（拒食、過食、異食 など）
- (2) 睡眠の問題（不眠、不規則な睡眠習慣 など）
- (3) 排泄の問題（夜尿、失禁 など）
- (4) 神経性習癖の問題（チック、髪いじり、爪かみ など）
- (5) 対人関係の問題（引っ込み思案、孤立、不人気、いじめ など）
- (6) 学業不振
- (7) 不登校 など

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

3 情緒障害で見られる行動上の問題

(1) 内向性の行動上の問題

周囲から介入しない限り、周囲に迷惑や支障を生じないもので、①話さない（かん黙）、②集団行動・社会的行動をしない、③不登校、④ひきこもりなどの状態で現れます。また、①指しゃぶりや爪かみなどの習癖、②身体を前後に揺らし続けるなどの同じパターンの行動の反復（常同行動）、③自分の髪の毛を抜く（抜毛）など、その多くは単なる習慣性の癖と考えられるものですが、長期間頻回に続き、学校での学習や集団行動に支障が生じる場合には、情緒障害としてとらえられます。

(2) 外向性の行動上の問題

攻撃性を示すものが多く、①離席、②教室からの抜けだし、③集団逸脱行動、④反抗、⑤暴言、⑥暴力、⑦反社会的行動、⑧非行、⑨性的逸脱行為などの状態で現れます。その攻撃性が自分に向かった場合は、自傷行為となります。青年期女子に多い手首を刃物で傷つける手首自傷（リストカット）も、外向性の行動上の問題に含めています。

4 選択性かん黙

選択性かん黙とは、一般に、発声器官などに明らかな器質的・機能的な障害はありませんが、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業などに支障がある状態をいいます。選択性かん黙は、コミュニケーション能力の発達に軽微な問題がある場合が多いことに留意が必要です。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

Q27 自閉症のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A 文部科学省では、
「自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。」

と、定義しています。

① 他人との社会的関係の形成の困難さ

身振りや他者の表情から、他者の気持ちを読み取ることに困難さがあり、他者とのかかわりが一方的だったり、他者と興味や関心を共有することに難しさが見られたりします。

② 言葉の発達の遅れ

話すことができるようになっても、エコラリア（他者が発した言語をそのまま繰り返すこと）が多く見られます。含みのある言葉の本当の意味がわからないために、字義どおりに受け止めてしまうことがあります。また、身振りや表情などで他者に意思伝達することにも難しさがあります。

③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる

電話帳や時刻表を好むなど、特定の対象に強い興味を示したり、日課や物の配置、道順がいつも同じなど、特定の習慣にこだわったりします。また、手や指をひらひらさせたり、身体を前後に揺すったりするなど、常同的で反復的な行動が見られます。

その他、感覚面の過敏または鈍麻があります。

特定の人声や教室内の音に恐怖を示す反面、多くの人々が不快と感じる、ガラスを爪でひっかいた音には平気でいられるというような、聴覚的な過敏や鈍麻があることがあります。また、人に触られることを極端に嫌がるという、触覚的な過敏さもあることがあります。

また、けがをしても痛みを感じていないように見える場合があり、痛みなどの感覚に鈍麻があることがあります。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

また、イギリスの精神科医ローナ・ウイングは、自閉症を次の4つのタイプに分類することで、社会的相互交渉の多様性が説明しやすいと述べています。

孤立群	他者が存在しないように振る舞います。同世代の仲間には無関心だったり、警戒したりします。家族以外の子どもと協力的なやりとりをすることが、あまりありません。他者に興味を示したり、同情したりする様子が見られません。小さい子どもに一番多いタイプです。
受動群	他者の接触を受入れ、他者を避けはしませんが、自分から人との交わりを始めようとしません。
「積極・奇異」群	他者に活発に近づこうとします。同年代ではなく世話をしてくれる人に対して、とりわけ何かを要求するときや自分の関心事を独特の一方通行で延々と述べるときにそうします。
「形式張った大仰な」群	過度に礼儀正しく、堅苦しい振る舞いを見せます。このタイプは、青年期後期から成人期になるまでは見られず、能力が高く良好な言語レベルの人に現れます。

国立特別支援教育総合研究所「特別支援教育の基礎・基本（新訂版）」より

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

1 指導にあたって配慮すること

(1) 学習場面での指導・支援

自閉症のある児童生徒は、学習面に様々な困難さが認められます。その一方で、得意な面も存在し、児童生徒の学習の動機付けになるために、それを伸ばす指導も必要です。

自閉症の基本的な特性を踏まえた上で、個々の発達段階や実態などに合わせて指導方法を工夫することが大切です。

主な様子	対応例
既習の学習内容を活用・応用したり、複数の事柄を組み合わせ理解したりすることが難しいです。	<ul style="list-style-type: none">・学習の目的を明確に示します。・具体的なレベル → 抽象的なレベルへ・視覚支援を有効に活用します。・板書、ワークシートを工夫します。
粗大運動面（身体の動きがぎこちない）や微細運動面（はさみやリコーダーなどの操作）に不器用さがあります。	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒が使用しやすい用具を工夫します。・用具の使用方法を指導し、苦手意識を軽減します。・自立活動に位置付けて指導します。
学習の進行状況や内容が理解の不十分さがあり、活動が進みにくいです。	<ul style="list-style-type: none">・学習に向かう基本的な約束事（着席する、話し手の方を向く、挙手して発言する、学習に必要な用具を準備するなど）を指導します。・具体物や絵カード、活動の手順、チェック表などを活用して、約束事の意味を理解できるよう工夫します。・具体的な言葉かけをします。・得意な面を動機付けにします。

(2) コミュニケーション面への指導・支援

自閉症のある児童生徒は、相手の立場にたって物事を考えることは苦手です。悪気はないのに、思ったことをそのまま言うことで、トラブルや誤解を招くことがあります。

他者とのかわりに関するルールや行動を学ぶことは、社会自立に向けて重要なことです。そのため、他者とのかわりに関する指導は、問題が起こった時に適宜指導します。また、コミック会話やロールプレイ、劇など、特別に場を設定して指導します。

3 特別支援学級担任のために …

(3) 障害種別に応じた教育

自閉症のある児童生徒には、実物や絵カード、写真、文字などの視覚的手がかりを用いることが有効とされています。しかし、視覚的手がかりを用いれば、言葉を伴う働きかけをしなくてもよいということではありません。視覚的な手がかりは目的ではなく、個々の児童生徒の困難さを補うためのものであり、言語理解の状態に応じて、端的かつ具体的な言葉がけをすることが大切です。

児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮した上で、視覚的な手がかりを活用して、抽象的な概念や複数の意味を結びつけて理解できるように指導します。また、自分の体験したことを言語化して、自分の感情を振り返らせる指導なども大切です。

自閉症のある児童生徒の他者に対する関心や関係性は、周囲の人々が適切な働きかけを行うことにより、広がっていきます。そのため、自閉症のある児童生徒に、他者とかわるための方法を習得させるだけでなく、周囲の人々も相互作用の観点から指導の在り方を考えていくことが大切です。

(3) その他

自閉症の障害特性に対して不適切な対応が重なると、二次的障害として強度行動障害にいたる場合があります。

強度行動障害とは、激しい不安や興奮、混乱の中で、攻撃、自傷、多動、固執、不眠、拒食、脅迫など、行動上の問題が強く頻繁に現れ、日常生活において困難が生じます。

そのため、教師が自閉症の障害特性と、行動の背景や意味を正しく理解し、自閉症のある児童生徒が落ち着いて生活できる環境づくりに努めることが大切です。

関連サイト：●文科省「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm



3 特別支援学級担任のために …

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

コラム3

一人一人を大切にした指導・支援

特別支援学級の児童生徒は、障害の診断名や障害種別が同じであっても、そこに在籍する児童生徒の特性は一人一人異なります。また、複数の障害を併せ有する場合があります。例えば、「知的障害学級」に在籍しているから、知的障害のある児童生徒への指導・支援だけをしていればよいというわけではありません。

知的障害学級に在籍し、知的障害とその他の障害を併せ有する場合があります。それは、他の種別の学級でも同様です。

特別支援学校学習指導要領解説 総則編（平成30年3月）には、
「重複障害者とは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有するものを指している。」と示されています。

さらに、教育課程を編成する上で、指導上の必要性がある場合には、必ずしもこれに限定される必要は無く、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合にも、含めて考えてよいとされています。

指導・支援の第一歩は、まず診断名を見る、障害種別を知ることではなく、児童生徒が、どのようなことが困難で、どのような支援が必要なのか、また、得意なことを把握し、それを生かす指導・支援を考えることです。障害の状態や、学習状況等、一人一人に応じた指導・支援が大切です。



関連サイト：●文科省「特別支援学校学習指導要領等」（平成29年4月公示）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



コラム 4

自閉症スペクトラムとは…

自閉症スペクトラム障害とは、DSM-5（アメリカ精神医学会による精神疾患の診断と統計マニュアル）による障害名です。

平成 26 年、日本精神神経学会により、日本語版「精神疾患の分類と診断の手引」が出版されました。「自閉スペクトラム症」「自閉症スペクトラム」などの表記は和訳による違いであり、全て同意であるといえます。また、英語の Autism Spectrum Disorder の頭文字から、ASD と表記することもあります。

自閉症に関連する障害名はいろいろあり、「広汎性発達障害」「自閉性障害」「アスペルガー障害」などいろいろあります。これは、DSM-5 が出版される以前に用いられた診断基準で出された診断名です。これらは、DSM-5 を診断基準とした場合は、すべて「自閉症スペクトラム障害」に統合して診断され、全く別のものということではありません。ただ、診断する医師が、どの診断基準を用いるかによって、障害名も異なってしまふことがあります。

スペクトラム (Spectrum) とは、「連続体」という意味があります。どこからが障害で、どこからが障害でないという線引きの判断は難しいです。しかし、障害の重症度については、DSM-5 には、3 つのレベルで水準が定められています。

【 障害の重症度 】

レベル1	レベル2	レベル3
支援を要する	十分な支援を要する	非常に十分な支援を要する

関連サイト：●厚生労働省 「みんなのメンタルヘルス 発達障害」



http://www.mhlw.go.jp/kokoro/known/disease_develop.html

